

令和 8 年 月 日

(名称) 石狩市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

石狩市を運行する公共交通の利用者は、人口減少などを契機として減少の一途を辿っており、北海道中央バスの札幌浜益線は平成28年3月をもって、石狩線は令和7年12月14日をもって、厚田線、石狩線（トーマン団地線）は令和8年3月31日をもって廃止となった。

また、石狩市全体の高齢化率は34.1%（令和7年4月現在）であり、高齢社会における地域住民の生活交通の確保が重要である。

このようなことから、事業採算性を意識しながら高齢者等の交通弱者の「生活の足」を確保するための、利便性が高く、将来に亘って持続可能な公共交通体系を構築する必要がある。

また、石狩湾新港地域を運行する路線バスが令和6年3月をもって廃線となり、上記の石狩線、厚田線、石狩線（トーマン団地線）も廃線となったことから、これまで以上に通勤の足の確保について大きな課題が生じている。

そのため、石狩市本町地区及び厚田地区における移動需要並びに石狩湾新港地域における通勤需要に即し、かつバス交通に関する財政負担の軽減のため、幹線バス（北海道中央バス）との接続を目的とした、持続可能な公共交通体系を令和8年4月より導入し、地域住民等の生活利便性の向上を図ることを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。

【目標】本町花川線、厚田花川線及び通勤デマンドの年間利用者数

令和8補助年度（令和8年4月～令和8年9月） 13,800人

【目標】公的資金が投入されている自家用有償旅客運送の収支率

令和8補助年度（令和8年4月～令和8年9月） 15%

(2) 事業の効果

・石狩市本町地区及び厚田地区における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院や学生の通学に係る移動を確保することができる。

・石狩湾新港地域における公共交通を維持することにより、車を持たない就業者の移動手段を確保し、地域雇用の創出に寄与することができる。

・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業名：地域公共交通確保維持に関わる運行委託事業

実施主体：石狩湾新港地域公共交通サービス推進協議会

実施主体である任意団体から各交通事業者へ運行委託を実施する。当該事業に係る委託費等について、石狩市が補助金として実施主体へ支出する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
石狩市から実施主体への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費（費用総額：107,044,268円）から差し引いた金額を負担額とする。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
各路線において利用するデマンドシステムの利用実績に基づき利用者数及び収支率を測定する。またシステム上で乗降場の把握や利用者の年齢等も把握し、事業効果について検証する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及び その他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
当該事業のうち、厚田花川線事業については運行を担う交通事業者において車両を用意することが困難なため、石狩市が購入するマイクロバス2台を貸与して事業を実施する。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
厚田花川線の利用者数を5,400人とする。

(2) 事業の効果

厚田花川線を維持することにより、当該地区に居住する地域住民の移動手段を確保するとともに、これまで路線バスだと停車できなかった箇所へも運行することで、新たな移動需要の創出を図る。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表6を添付。

車両取得について、石狩市の負担金額は国庫補助金を費用総額 22,912,200 円から差し引いた金額となる。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○令和7年8月21日（木）

令和7年度第3回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （1）石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について
- （2）本町花川線デマンド型交通事業について
- （3）市内デマンド型交通事業のエリア拡大について

○令和7年9月10日（水）

令和7年度第4回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （1）【協議事項1】石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について（継続協議）
- （2）【協議事項2】本町花川線デマンド型交通事業について（継続協議）
- （3）【協議事項3】市内デマンド型交通事業のエリア拡大について（継続協議）
- （4）【協議事項4】厚田花川線デマンド型交通事業について

○令和7年10月28日（火）

令和7年度第5回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （1）【協議事項1】石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について（継続協議）
- （2）【協議事項2】厚田花川線デマンド型交通事業について（継続協議）

○令和7年12月24日（水）

令和7年度第6回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （1）【協議事項1】地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- （2）【協議事項2】通勤デマンド型交通事業実装化について
- （3）【協議事項3】浜益デマンド交通事業について
- （4）【協議事項4】石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）及びシン・石狩市地域公共交通計画（イシカリモビリティ2030）の改訂について

○令和8年1月26日（月）

令和7年度第7回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （1）【協議事項1】石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）及びシン・石狩市地域公共交通計画（イシカリモビリティ2030）の改訂について（継続協議）
- （2）【協議事項2】地域公共交通確保維持改善事業（利便増進実施計画策定に係る事業）の事業評価について
- （3）【協議事項3】本町花川線デマンド型交通事業の実装化について
- （4）【協議事項4】浜益デマンド型交通事業の運行主体変更について

○令和8年3月4日（水）

令和7年度第8回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （1）【協議事項1】地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統維持に係る事業）の計画変更について

19. 利用者等の意見の反映状況

・地域公共交通活性化協議会には各種団体の他、利用者及び住民を代表する委員に参加いただいております。会議での議論を反映して計画を作成しました。

・これまでも地域の要望に基づき、意見反映を行ってきているため、令和8年4月の運行開始後に開催される地域公共交通活性化協議会の場でも随時要望等を伺い、改善に努めていく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石狩市花川北6条1丁目30番地2

(所 属) 石狩市企画政策部企画課交通担当

(氏 名) 主任 山本 雅広

(電 話) 0133-72-3193

(e-mail) ki-kotsu@city.ishikari.hokkaido.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。